

承認 承認 24.7.24 議長	議長 小田	副議長 妹尾	事務局長 児玉	次長 香	合議 藤 矢鳴	担当 池田
---------------------------	----------	-----------	------------	---------	------------	----------

様式第1号

令和6年7月24日

真庭市議会

議長 小田 康文

様

真庭市議会議員

浅野 和昭

調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行うことについて届けますので、承認願います。

記

1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動

2 訪問先

(株)廣瀬行政研究所 オンラインセミナー

3 内 容

8月5日(月) 議会運営セミナー

8月8日(木) 議員定数の算定手法

4 行 程

5 事務局から訪問先への依頼

必要

不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。



議会運営マスター講座

8月5日(月) in 札幌



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

同時開催！
オンラインセミナー

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

10:00 ~ 13:00

議長・委員長のための議会運営

1. 議長・委員長の権限 (1) 秩序保持権 (2) 議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言
4. 傍聴人
5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成
7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00 ~ 17:00

議会運営委員会の役割と権限

1. 議会運営委員会の所管と権限
(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係
3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係

(株)廣瀬行政研究所

議員定数・議員報酬 の 適正な算定手法

8月8日(木) in 博多

10:00~13:00

同時開催！
オンラインセミナー

適正な議員定数の算定手法を考える

1. 議員定数と人口減少
2. 議員定数の推移と議員報酬との関係性
3. 投票率低下となりて不足
4. アンケートから見る議員定数への住民の意識
5. 議会の機能と議員定数
6. 6つの議員定数算定手法

14:00~17:00

適正な議員報酬の算定手法を考える

1. 議員報酬と給与の違い
2. 議員報酬の対象となる活動
3. 議員報酬の現状と議員の位置づけ
4. 議員報酬における減額措置
5. 費用弁償・政務活動費との関連
6. 7つの議員報酬算定手法



講師: 廣瀬和彦

(株)廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)廣瀬行政研究所

報 告 書

令和 6 年 8 月 22 日

真庭市議会議長 小田 康文 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 浅野 和昭



下記のとおり政務活動費を使用して調査研究 研修会・要請陳情活動をしましたので、その結果を報告いたします。

1	日 時	自 令和 6 年 8 月 5 日 (午前) 10 時 00 分 至 令和 6 年 8 月 8 日 (午後) 17 時 00 分
2	場 所	(株)廣瀬行政研究所 オンラインセミナー
3	用 件	議会運営セミナー、議員定数算定方法、議員報酬算定基準
4	概 要	

報告書 (継紙)



議会運営委員会が所管する3つの事項の内容の説明、全国の自治体の議会運営委員会の設置状況と任期、委員会定数の決定手法や委員の選出手法、委員外議員の活用など、地方自治法の解釈や他議会の事例などを踏まえて講習を受けました。ほとんどの自治体が交渉会派から委員を選出しているのに対し、交渉会派に所属していない議員が議会運営委員会に入るのは全国的にも珍しいとの事でした。

議員定数は議会改革、多様な立候補者の確保、財政状況の改善、行政の監視、市長や執行部の監視、常任委員会での活動など、議員が多いほうが議会機能を強化し、市政において住民福祉の向上や活性化のためにも定数は多いほうが良いという考え方を教わりました。

常任委員会数方式、人口比例方式、小中学区方式、行政区方式、議会費固定化方式、市の産業構造による分類、財政規模による分析、面積人工方式などで定数を検討するそうですが、単純な面積比には問題があるので難しいとの説明でした。

単に市民の声というだけではなく、公聴会を開いて市民からの責任ある発言を参考にするのも有効であるとの事でした。

議員報酬は近隣や類似団体と比較せず、専門的知見を有する学識経験者を入れて理論的な検討が必要であるとの事でした。他団体がどのような理屈で考えているか、報酬額と人口、面積で比較しても法的根拠にはならないとの事でした。

1、執行部職員給与基準方式では議員は執行部の部長級と同等という考えで、特別職を除いた執行部の最高俸給と同一にする考え方

2、長給与基準方式では退職金を含めた市長の年収の2分の1にするという考え方

このどちらかに設定するのが望ましいとの事でした。

議員報酬は給料ではなく活動するためのものであり、6月と12月の手当のみ生活給として支給されているという法的解釈を教わりました。

報酬が多いほうが活動が増えて市民のためになるが、財政状況や住民の理解不足にもより報酬が低く、議員活動に限界があるとの事でした。

そのために議会事務局を活用し、サポートされる体制を作るべきとの事でした。現実には難しいが、議員一人に事務局職員一人の配置。

また、議会事務局において改選ごとに先例、慣習、申し送り等を全議員に確認する事で無用なトラブルを避け、他の自治体の事例や動向、判例などの情報を収集して毎月各議員に提供する事で活動の参考になる事が多いので、積極的に事務局が活動できる組織体制の構築が必要になっているとの事でした。

学んだ考え方を活かし、今後の参考にしたいと思います。